

第 4 章 非課税対象施設一覧表

1. 根拠法令の欄の「法」とは地方税法の略であり、条文は算用数字で示し、項は数字を○で囲み、号は（ ）でくくっています。

(例) 地方税法第701条の34第 3 項第 1 号…法701の34③(1)

2. 適用の有無の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割のことを示し、各々○は適用があり、×は適用がないことを表します。

非課税明細書等は下記のようにご記入ください。

例 福利厚生施設での非課税

番号	非課税対象施設等	適用の有無		根拠法令
		資	従	
27	勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設	○	○	法701の34③(26)

非課税明細書

*	事業所等の名称
非課税の内訳	
法第701条の34第 3 項第 26 号該当	

番号	非課税対象施設等 ※詳細につきましては、根拠法令をご確認ください。	適用の有無		根拠法令
		資	従	
1	国及び公共法人（法人税法第 2 条第 5 号に規定する法人）	○	○	法701の34①
2	公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号に規定する法人等）又は人格のない社団等が行う事業のうち、収益事業以外の事業	○	○	法701の34②
3	博物館・図書館及び学校法人以外の者が設置した幼稚園	○	○	法701の34③(3)
4	公衆浴場（物価統制令に基づき県知事が入浴料金を定めるもの）	○	○	法701の34③(4)
5	と畜場	○	○	法701の34③(5)
6	死亡獣畜取扱場	○	○	法701の34③(6)
7	水道施設	○	○	法701の34③(7)

番号	非課税対象施設等 ※詳細につきましては、根拠法令をご確認ください。	適用の有無		根拠法令
		資	従	
8	一般廃棄物の収集・運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(8)
9	医療法に規定する病院及び診療所・介護保険法に規定する介護老人保健施設並びに医療関係者の養成所	○	○	法701の34③(9)
10	保護施設・小規模保育事業の用に供する施設・児童福祉施設・認定こども園・老人福祉施設・障害者支援施設・社会福祉事業の用に供する施設・包括的支援事業の用に供する施設・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(10) ～ (10の9)
11	農林漁業の生産の用に直接供される農作物育成管理用施設・蚕室・畜舎等	○	○	法701の34③(11)
12	農業協同組合・水産業協同組合及び森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	法701の34③(12)
13	農業倉庫業者又は連合農業倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 (平成28年3月31日以前に終了する事業年度分に限り適用)	○	○	法701の34③(13)
14	卸売市場及びその機能を補完する施設	○	○	法701の34③(14)
15	熱供給事業の用に供する施設 (平成28年3月31日以前に終了する事業年度分に限り適用)	○	○	法701の34③(15)
16	電気工作物等の一般電気事業又は卸電気事業の用に供する施設 (平成28年3月31日以前に終了する事業年度分に限り適用) 一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する施設 (平成28年4月1日以後に終了する事業年度分から適用)	○	○	法701の34③(16)
17	ガス工作物等の一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供する施設 (平成29年3月31日以前に終了する事業年度分に限り適用) ガス工作物等一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設 (平成29年4月1日以後に終了する事業年度分から適用)	○	○	法701の34③(17)
18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定により、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(18)
19	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定の事業の用に供する施設 ※仙台市では該当なし	○	○	法701の34③(19)
20	鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設	○	○	法701の34③(20)

番号	非課税対象施設等 ※詳細につきましては、根拠法令をご確認ください。	適用の有無		根拠法令
		資	従	
21	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業（鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの・第2種貨物利用運送事業で航空運送事業者が自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る）を営む者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の34③(21)
22	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の34③(22)
23	国際路線就航航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、当該国際路線に係るもの ※仙台市では該当なし	○	○	法701の34③(23)
24	電気通信事業法に規定する電気通信役務を提供する電気通信事業（携帯電話等を用いた電気通信役務を提供する事業を除く）を営む、総務大臣から指定された者が当該事業の用に供する施設で、事務所、研究施設および研修施設以外の施設	○	○	法701の34③(24)
25	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(25)
26	日本郵便株式会社が、日本郵便株式会社法に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○	法701の34③(25の2)
27	勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設	○	○	法701の34③(26)
28	一般公共の用に供される路外駐車場（P. 37参照）	○	○	法701の34③(27)
29	都市計画に定められた原動機付自転車又は自転車の駐車場 ※仙台市では該当なし	○	○	法701の34③(28)
30	東日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する事務所以外の施設	○	○	法701の34③(29)
31	特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災設備等（P. 50参照）	○	×	法701の34④
32	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち港湾運送の業務に従事する労働者詰所及び現場事務所（当該施設に勤務する作業員等に係る従業者給与総額が、非課税対象となる）	×	○	法701の34⑤

(注) 番号31 消防用設備等・防災設備等

(1) この規定の適用を受ける建物

消防法第17条第1項に規定されている防火対象物のうち政令で定めるものだけが、この非課税規定の適用を受けるものであり、具体的には次に掲げるものが該当します。

〔表1〕 特定防火対象物一覧表

本表は、消防法施行令別表1を基に作成したものです。詳細は消防法施行令別表1をご確認ください。

(1)	イ. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ. 公会堂又は集会場
(2)	イ. キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ. 遊技場又はダンスホール ハ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ. カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ. 待合、料理店その他これらに類するもの ロ. 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ. 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ. 病院、診療所又は助産所 ロ. 救護施設、乳児院、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）等 ハ. 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、保育所、身体障害者福祉センター等 ニ. 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ. 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ. 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	準地下街

(2) この規定の適用を受ける施設・設備等

(1)の建物のうち、事業所税の資産割についてその事業所床面積が非課税であるとされるのは、消防法又は建築基準法で設置が義務付けられる施設・設備等で、かつ、その施設・設備等について満たしていなければならない技術的な基準等がそれぞれの法律及び施行令等で定められている施設・設備等に係る床面積部分です。具体的には、次に掲げる施設・設備等に係る床面積部分で、それぞれの適用基準を満たしているものが該当します。

〔表2〕 消防用設備等及び防災設備等一覧表 (表中(消)は消防用設備等、(防)は防災設備等)

非課税対象となる施設・設備等	非課税割合		適用基準
	全部	2分の1	
1 次の設備に係る水槽の設置部分 ○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備・消防用防火水槽	(消)		(1) 消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用されている水槽は、非課税になります。 (2) 消防用設備等の水源と一般給水用の水源を兼用している水槽を地下に埋設し、その蓋に当る床面に消防用ポンプと一般給水用ポンプを設置している場合は、それぞれのポンプの占有面積の割合により、非課税面積を計算します。 なお、占有面積により難しい場合は、ポンプの台数で按分して差し支えありません。
2 次の設備のポンプが設備されているポンプ室 ○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備	(消)		(1) 消防用ポンプと一般給水用ポンプが併設されているポンプ室は、それぞれのポンプの規模（占有面積）により按分します。 なお、規模により難しい場合は、ポンプの台数で按分して差し支えありません。
3 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室（発電機室・蓄電池室又は変電室を含みます。） ○屋内消火栓設備・スプリンクラー	(消)		(1) 消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備・変電設備、その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備については、非課税

非課税対象となる施設・設備等	非課税割合		適用基準
	全部	2分の1	
設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター			<p>になります。</p> <p>(2) 一般照明用等の電源設備が併設される場合については、2(1)の取扱いを参照してください。</p>
<p>4 次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分（バルブ類（スプリンクラー設備の制御弁等）の格納部分を含み、床を専用する部分に限られます。）</p> <p>○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・漏電火災警報器・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター</p>	消		<p>(1) パイプスペース又は配線シャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線と一般給水又は照明等の配管又は配線とが併用しているものは、非課税になります。</p>
<p>5 総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器（火災報知設備の受信機等を含みます）の設備部分（床を占有する部分に限られます。）</p>	消		<p>(1) 消防用設備等の監視・操作等と空調・保温等の監視・操作等を併せ行う総合操作盤は、非課税になります。</p> <p>(2) 壁等に埋め込まれ、又は取付けられている消防用設備等は、占有する部分がないので非課税になりません。</p>
<p>6 前記の消防用設備等の操作機器の操作面積</p>		消	<p>(1) テーピングにより操作面積が有効に確保されている場合に限り、2分の1非課税になります。</p>

非課税対象となる施設・設備等	非課税割合		適用基準
	全部	2分の1	
7 次の設備に係る消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 ○泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備	消		
8 動力消防ポンプ設備の格納庫	消		
9 消火栓箱・泡消火設備の放射用器具の格納箱・連結送水管の放射用器具の格納箱又は簡易消火用具の設置部分（床を占有する部分に限られます。）	消		(1) 壁等に取り付けられている場合については、5(2)の取扱いを参照してください。 (2) 移動性消防用具については、設置箇所の標識（消防法施行規則第9条第4号）が設けられ、かつ、当該部分に常置されている場合に限り、占有部分が非課税となります。
10 避難器具の設置部分（床を占有する部分に限られます。）	消		(1) 壁等に取り付けられている場合については、5(2)の取扱いを参照してください。
11 排煙設備のダクトスペース（風道（床を占有する部分に限られます）及び排煙機の設置部分	消 防		(1) 防災用の排煙と暖房等の排煙が併用するダクトスペースは、非課税になります。 (2) 排煙機が設置されている機械室に他の一般機器が併設されている場合については、2の取扱いを参照してください。
12 階 段 ○特別避難階段の階段室及びその附室 ○避難階段の階段室 ○直通階段（特定避難階段及び避難階段を除きます）で避難階に通じるものの階段室（傾斜路を含みます。） ○防火区画されている前記以外の階段の階段室	防 防	 防 防	(1) 特別避難階段は、附室の設置が構造上の要件であるので、この附室も非課税になります。 (2) 避難階段の附室で、その設置について特定行政庁が命じた場合は、2分の1非課税になります。

非課税対象となる施設・設備等	非課税割合		適用基準
	全部	2分の1	
13 廊下の部分		Ⓐ	(1) 廊下とは、室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、売場内の店内通路等は、これに該当しません。
14 避難階における屋外への出入口		Ⓐ	(1) 屋外への出入口が扉・柱等で区画されている場合に、当該部分が2分の1非課税になります。
15 非常用進入口	Ⓐ		
16 中央管理室		Ⓐ	(1) 火災報知設備の受信機等及び消防用設備等の操作機器の占有部分は、前記5により全部非課税とされていますので、中央管理室の残りの部分が2分の1非課税になります。
17 昇降機等 ○非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー ○前記以外のエレベーター又はエスカレーター等の昇降路（防火区画してあるものに限られます。） ○吹き抜き部分及びダクトスペースの部分等（防火区画してあるものに限られます。）	Ⓐ	Ⓐ Ⓐ	(1) 防火区画されている階段等の部分からのみ人が出入りすることができる公衆便所・公衆電話所等で、当該部分が防火区画されている場合は、2分の1非課税になります。
18 避難通路 ○消防法施行令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した（任意設置は除かれます）スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されたもの	Ⓐ		(1) <u>非課税の適用を受ける避難通路は、仙台市火災予防条例第47条～第54条の規定に基づき設置されたものをいいます。</u> ア. 劇場等の避難通路は、客席内に設けられたものをいいます。 イ. キャバレー等及び飲食店の避難通路は、階（店内）における客席の床面積が150㎡以上の場合に、その客席内に設けられたものをいいます。

非課税対象となる施設・設備等	非課税割合		適用基準
	全部	2分の1	
○前記以外の避難通路		Ⓕ防	<p>ウ. 百貨店等若しくは展示場の一の階又は地下街の一の店舗で、売場又は展示場の床面積が150㎡以上の場合に、その売場又は展示場内に設けられた主要避難通路をいいます。</p> <p>また、前記の売場又は展示場の床面積が600㎡以上の場合に、その売場又は展示場内に設けられた補助避難通路も含まれます。</p>
19 喫煙所		Ⓕ防	<p>(1) 仙台市火災予防条例第25条第3項第2号の規定により設けられた喫煙所が該当します。</p> <p>(2) デパートの売場内の接客カウンター等に灰皿が置かれている場合の当該施設は、非課税に該当しません。</p>
<p>20 その他（行政命令に基づき設置するもの）</p> <p>○特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物に対し、避難階段の附室の設置を命じられた場合の当該附室</p> <p>○建築物の構造・用途等に応じ、避難等を確実にするために屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等</p> <p>○中央管理室の要件を充足しない防災センター等を有する場合において、防災サブセンター等の設置を命じられ、これらが一体となって中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター及び防災サブセンター等</p> <p>○消防用機器・避難器具等の操作面積（行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限られます。）</p>		<p>Ⓕ防</p> <p>Ⓕ防</p> <p>Ⓕ防</p> <p>Ⓕ防</p>	